

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントに対する防止措置は事業主の義務となっております。

事業主は、職場におけるハラスメントを防止するために以下の措置を講じなければなりません！

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◆職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ◆併せて講ずべき措置
（相談者・行為者等のプライバシー保護や相談等を理由とした不利益取り扱いをしない旨の周知等）
- ◆いわゆるマタニティハラスメントについては、原因や背景となる要因を解消するための措置

富山労働局では「ハラスメント対応相談窓口」を常時開設しておりますので、職場におけるハラスメントについてお困りの方は、事業主の方も労働者の方も一人で悩まずにご相談ください。

【ハラスメント対応相談窓口】

富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740

（富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階）

ご利用時間：9：00～17：00（※土日祝、年末年始を除く）

